

## 「東京都共同募金会江戸川地区における歳末たすけあい運動配分対象基準」

東京都共同募金会江戸川地区における歳末たすけあい運動推せん要綱第12条の規定に基づき、同要綱第3条(対象事業)に関する配分対象基準を以下のとおり定める。

### 1 配分対象経費

NO	区 分	説 明
①	研 修 費	宿泊研修、日帰り研修
②	講 座 ・ 講 習 費	利用者のための機能訓練・学習機会の提供、趣味活動の拡大等
③	行 事 活 動 費	地域交流会(夏祭り、納涼会)、お誕生会、クリスマス会、スポーツ大会等
④	補 修 ・ 改 修 費	一か所(一種類)
⑤	備品購入費(3万円以上) (事務用品は除く)	音響セット、液晶テレビ、DVD、エアコン、製氷機、加湿器、車椅子、パソコン、プリンター、デジカメ、テーブル、掃除機等
⑥	物 品 購 入 費	3万円以下
⑦	活 動 費	地域福祉活動に要する車両の燃料代
⑧	車 両 購 入 費	ただし、公租公課その他任意保険等諸経費は除く

### 2 配分の対象としない経費

NO	区 分	説 明
①	施設・団体の維持のための運営経費	常用職員等の人件費、家賃、光熱水費、各種リース料等
②	介護保険事業経費	
③	行政との委託契約により実施する事業経費	
④	記念事業経費	周年行事、出版、施設開設記念祝い等
⑤	貸付金、基金、助成金等	
⑥	公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分	